

環境省施策体系及び目標体系

：環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 1 地球規模の環境の保全

- 1 - (1) 地球温暖化対策

京都議定書により、2008年から2012年の温室効果ガスの排出量を、基準年（1990年、代替フロン等3ガスについては1995年）比6%削減するとともに、米国や中国、インドなどの途上国を含むすべての国が参加する実効ある枠組みが構築されるよう国際協力や経験交流に努めることにより、温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。

下位目標

2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年比で基準年総排出量の0.6%相当分の増加に抑制し、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく1.2%相当分削減する。

下位目標

2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を、1995年比で基準年総排出量の0.1%相当分程度の増加に抑制する。

下位目標

全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置するとともに、地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする。

下位目標

我が国における京都メカニズム（CDM・JI・排出量取引）活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%）に相当するクレジットを獲得する。

下位目標

京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン（3.9%）を確保する。

- 1 - (2) オゾン層保護対策

オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。

下位目標

オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。

下位目標

業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収率 60%(2008 年度から 2012 年度の平均)の達成を目指し、その向上対策を講ずることをはじめとしたフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。

下位目標

国際的に協力して、開発途上国におけるオゾン層保護対策への支援を行う。

- 1 - (3) 酸性雨・黄砂対策

東アジア地域において、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)」及び調査研究を国際的に協調して進め、国内においては長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、酸性雨対策を推進するとともに、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワークの確立及び国内モニタリングを進めることで黄砂対策を推進する。

下位目標

EANET の活動や酸性雨に関する国際協力を推進するとともに、酸性雨による環境影響を把握するため、国内モニタリングによるデータを取得する。

下位目標

黄砂のモニタリングシステムや早期警戒システムの構築を通じ、発生予知、被害軽減等の黄砂対策を推進する。

- 1 - (4) 海洋環境の保全

海洋環境保全に関する各条約 (1) 及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進する。

(: 事後評価シート内政策手段等の欄にて記載)

下位目標

条約等の規定に基づき国内体制を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分や油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進するとともに、油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を推進する。

- 2 大気環境の保全

大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る規制等大気環境に関する対策を講じ、環境基準の達成・維持等を図ることにより、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

下位目標

固定発生源からの大気汚染に関し、規制や自主取組の促進など多様な措置を講じ、大気汚染に係る環境基準等の達成・維持を図る。

下位目標

自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、規制、助成、税制措置、普及啓発等の多様な措置を講じ、大気汚染に係る環境基準の達成・維持を図る。

下位目標

大気環境の状況及び対策の効果等を把握し、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する基礎となる監視・観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進める。

下位目標

騒音に係る環境基準の達成率を向上させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させることにより、良好な生活環境を保全するとともに、光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。

下位目標

人工排熱の削減、地表面被覆の改善、都市形成の改善、ライフスタイルの改善等を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。

- 3 - (1) 水環境の保全

人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、水利用の各段階における負荷の低減を図ることにより同目標の達成、維持を図るとともに、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組等を推進する。

下位目標

人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準について、水生生物の保全に係る環境基準を含め、科学的知見を充実させ、検討を行い、必要な場合は改定等を行うとともに、水環境を総合的に評価する手法について調査、検討する。

下位目標

工場・事業場に対する排水規制等の実施、生活排水対策の推進等を講じることにより水環境への負荷の低減を図る。

下位目標

有害物質による地下水汚染の浄化対策を推進するとともに、汚染された底質の浄化対策を推進する。

下位目標

水環境の効率的・効果的な監視等を推進する。

下位目標

環境保全上健全な水循環の確保に向けて、地盤環境保全に係る取組、水循環計画の策定等の支援等を推進する。

下位目標

水環境保全活動を推進する。

- 3 - (2) 閉鎖性水域における水環境の保全

湖沼、内湾等の閉鎖性水域において、汚濁負荷の発生状況、汚濁の蓄積状況等を総合的に把握し、負荷の低減に努めることにより水質の維持・改善を図るとともに、効果的な水環境保全対策を実施する。

下位目標

湖沼の水質保全対策を推進する。

下位目標

閉鎖性海域の水環境保全対策を推進する。

- 4 土壌環境の保全

科学的な知見の集積等に伴い、土壌の汚染に係る基準の設定、見直しを進めるとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。

下位目標

農用地の土壌汚染対策を着実に推進する。

下位目標

市街地の土壌汚染対策を着実に推進する。

下位目標

ダイオキシン類による土壌汚染対策を着実に推進する。

- 5 - (1) 循環型社会の形成の推進のための基本措置

循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行し、循環型社会の形成を推進する。

下位目標

循環型社会形成推進基本計画の数値目標を達成するとともに、政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告（循環型社会白書）を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。

- 5 - (2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法（ ）の円滑な施行等により各種循環資源の循環的な利用を推進する。

（ 各法律の正式名称は事後評価シート内政策手段等の欄にて記載 ）

下位目標

各種リサイクル法の円滑な施行を図る。

- 5 - (3) 一般廃棄物対策（排出抑制・再生利用・適正処理等）

一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。

下位目標

平成 22 年度において、平成 9 年度に対し、一般廃棄物の排出量を約 5%削減、リサイクル率を約 11%から 24%に増加、最終処分量をおおむね半分に削減する。

下位目標

一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成 22 年末において 51g-TEQ / 年以下とする。

下位目標

廃棄物処理施設整備計画に従って適正な処理施設、最終処分場等の整備を促進し、地域ごとに必要となる施設を継続的に確保するとともに、市町村に対する支援を通じて生活環境の保全を図る。

- 5 - (4) 産業廃棄物対策（排出抑制・再生利用・適正処理等）

産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。

下位目標

平成 22 年度において、平成 9 年度に対し、産業廃棄物の排出量の増加を 12% に抑制、リサイクル率を 41% から 47% に増加、最終処分量をおおむね半分に削減する。

下位目標

産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成 22 年度末において 50g-TEQ / 年以下とする。

下位目標

平成 28 年 7 月までにポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理を完了する。

- 5 - (5) 廃棄物の不法投棄の防止等

廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止や適正な輸出入、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保を図る。

下位目標

産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成 11 年度に対し、平成 22 年度においておおむね半分に削減し、平成 16 年度から 5 年以内に、5000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数を 0 にする。

下位目標

廃棄物等の適正な輸出入を確保するとともに、化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。

- 5 - (6) 浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進

環境保全上効果的である浄化槽の整備の推進により、人口散在地域における効率的な生活排水対策を推進する。

下位目標

浄化槽の整備促進により、河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。

- 6 - (1) 環境リスクの評価

化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価するとともに、そのための基礎データを収集する。

下位目標

有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握等を計画的に進める。

下位目標

PRTR 対象物質等のうち、平成 13 年度から 17 年度までに 250 物質を目標として基礎情報を収集し、環境リスク初期評価を進めるとともに、化学物質の生態系影響に関する調査を進める。

- 6 - (2) 環境リスクの管理

各種法律（ ）に基づく措置や規制等の実施により、ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。

（ 各法律の名称は事後評価シート内政策手段等の欄にて記載 ）

下位目標

ダイオキシン類について、排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減し、環境基準の達成率を 100%に、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。

下位目標

農取法に基づき新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。

下位目標

化審法に基づき、新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。

下位目標

PRTR データの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供し、環境リスクの管理などに幅広く活用するとともに、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の附則に基づき、PRTR 制度等の所要の見直しの検討を進める。

- 6 - (3) リスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。

- 6 - (4) 国際協調による取組の推進

化学物質関係の各条約（POPs 条約、PIC 条約）に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。

- 6 - (5) 国内における毒ガス弾等対策

平成 15 年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。

- 7 - (1) 生物多様性の確保に係る施策の総合的推進

新・生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。

下位目標

自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。

下位目標

開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。

- 7 - (2) 自然環境の保全

国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園の適切な管理により原生的な自然及び優れた自然の保全を図るとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。

下位目標

世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに新たな遺産地域登録の準備を進める。

下位目標

国立公園の適正な保全・管理のため、国立公園計画の点検を行う。

下位目標

里地里山、湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系の保全及び生物の生育・生息空間のつながりを確保し、生態系ネットワークの形成を推進する。

- 7 - (3) 自然環境の再生

関係省庁と連携し、関係自治体、専門家、NPO、地域住民等の参画を得て、失われた自然を再生する事業を実施することにより、自然と共生する社会を実現する。

- 7 - (4) 野生生物の保護管理

種の保存法（ 1 ）に基づいた希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、鳥獣保護法（ 2 ）に基づいた野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、カルタヘナ法（ 3 ）に基づいた遺伝子組換え生物対策の推進、外来生物法（ 4 ）に基づいた侵略的な外来生物対策の推進、等により生物多様性等への影響を防止する。

（ : 正式名称については事後評価シート内政策手段等の欄にて正式名称を記載）

下位目標

レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映し、必要性の高い種についてモニタリングを行うとともに、希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護・増殖事業及び種の保存に係る調査研究を推進する。

下位目標

鳥獣の保護を図るための事業の実施や、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するとともに、猟具の使用に係る危険を予防する。

下位目標

遺伝子組換え生物の国内使用規制等を実施するとともに、特定外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等を実施する。

- 7 - (5) 動物の愛護及び管理

自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより国民の意識の向上を図り、動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図る。

下位目標

効果的な普及啓発資料の作成や、都道府県等との連携による啓発事業やモデル事業の実施による家庭動物の終生飼養の推進により、動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得る。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物の適正飼養に関する知識・技能の伝達講習会を実施し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。

下位目標

「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の公布に伴い、改正法の適切かつ着実な運用に必要な措置を講じる。

- 7 - (6) 自然とふれあいの推進

自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然とのふれあい活動を通じた自然への理解や大切にする気持ちを育成するとともに、自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供を行う。

下位目標

自然公園指導員やパークボランティア及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図るなど、自然とのふれあい活動をサポートする人材を育成・確保する。

下位目標

自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼びかけるとともに、ホームページ（インターネット自然研究所及びエコツアー総覧）などにより、自然とのふれあい施設、各種行事、エコツアーの総合情報等を提供するなど、自然とのふれあいの機会と情報の提供を図る。

下位目標

国立・国定公園等の自然公園における優れた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。

下位目標

温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査・検討を実施する。

- 8 - (1) 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保

国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ（先導的役割）を発揮するとともに、貿易と環境の相互支持性を強化する。

世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関し、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に貢献する。アジア太平洋地域における持続可能な開発に向けた科学的ツール等の開発・提供により、我が国の国際的な貢献を行う。

下位目標

国連森林フォーラム、生物多様性条約、砂漠化対処条約等に基づき、違法伐採対策等を含め、森林の保全や砂漠化の対処について積極的に国際的な貢献を行う。

下位目標

「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処分及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。

下位目標

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を活用した地球変動研究の促進及びアジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）による政策研究の推進を図る。

下位目標

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）、IGES（地球環境戦略研究機関）、UNCRD（国連地域開発センター）のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。

- 8 - (2) 開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力

開発途上国における持続可能な開発に向けた取組に対する支援などにより、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりを強化し、国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ（先導的役割）を発揮する。

下位目標

地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。

下位目標

国際協力の実施等にあたっての環境配慮や、円滑な実施のための国内基盤の整備を行う。

：各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 1 環境基本計画の効果的実施

- 1 環境基本計画の効果的実施

環境基本計画の策定及びその適切な実施により環境保全に関する施策を効果的に実施する。

下位目標

地方公共団体等における環境への取組の推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行う。

基本施策 - 2 環境教育・環境学習の推進

- 2 環境教育・環境学習の推進

各主体が人間と環境との関わりについて理解し、自ら責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できるよう、あらゆる場であらゆる主体に対して環境教育・環境学習を推進する。

下位目標

環境教育・環境学習の指導者の確保及び育成を進める。

下位目標

環境教育・環境学習に関し、指導者、プログラム、拠点等について、国民に対して広く情報を提供するとともに、場や機会の提供を推進する。

下位目標

各主体の連携の下、先進的な取組を推進し全国への普及を図る。

下位目標

日中韓 3 国環境教育ネットワーク (TEEN) 等において環境教育に関する情報交換・交流等を図ることにより、国際的な視点から環境教育を推進する。

- 3 環境パートナーシップの形成

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。

下位目標

地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用した各主体間の交流ネットワークの構築による取組の促進や、NPO等からの政策への提案を施策に反映する仕組みを構築する等、民間団体等が行う環境保全活動を支援する。

下位目標

国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。

- 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底

環境税（温暖化対策税制）等、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導する経済的手法を活用し、可能な分野から税制上の優遇措置等の経済的措置について、環境保全上の効果や国民経済に与える影響等を検討し、その早期導入を図る。さらに、事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組を促進することにより、経済活動における環境配慮の徹底を図る。

下位目標

税制優遇措置又は税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じるとともに、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討を行い、引き続き環境負荷の減少に資するように努める。

下位目標

環境配慮を織り込むための手法や評価手法の開発・普及により、環境マネジメントシステム、環境報告書等の、企業が自ら行う活動の把握・公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムの構築により、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されるよう社会的基盤整備を図る。

- 4 - (2) 環境保全型産業活動の促進

環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。

下位目標

環境ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成 9 年比でそれぞれ 2 倍にする。

下位目標

国及び地方公共団体におけるグリーン購入の推進、グリーン購入地域ネットワークの構築、環境ラベル等の環境配慮型製品に関する情報提供、LCA（ライフサイクルアセスメント）手法の検討・確立の推進による一般消費者に対するグリーン購入の普及・啓発を図るとともに、民間においてもグリーン購入の取組の一層の拡大を目指す。

基本施策 - 5 環境アセスメント

- 5 (1) 環境影響評価制度の運営及び充実

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価法に基づく環境影響評価の適切な実施により、環境保全上の適切な配慮を確保する。

下位目標

事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われるよう、必要な情報や技術手法等の基盤整備を行う。

下位目標

国民に環境影響評価制度が理解され、適切な意見が提出されるとともに、国及び地方公共団体によって適切な審査を行う。

- 5 - (2) 戦略的環境アセスメントの推進

国や地方公共団体の政策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）及び政策について、環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムの導入を推進する。

基本施策 - 6 環境に配慮した地域づくりの支援

- 6 環境に配慮した地域づくりの支援

情報の提供やモデル事業により、地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。

下位目標

地方公共団体向けの情報提供について、その内容の質的・量的充実を図るとともに、全国の地方公共団体が、環境に配慮した地域づくりに向けた取組を進める。

下位目標

環境と経済の好循環のまちモデル事業の実施により、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と、雇用の創出等による地域経済活性化を同時に実現し、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創る。

- 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種の研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により、環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するための基礎となる環境分野の研究・技術開発を推進する。

下位目標

環境分野における競争的資金を拡充する。

下位目標

競争的資金の採択課題の事後評価において、配分研究費に照らして概ね期待通りの研究成果をあげた研究課題の割合を指標として、研究・技術開発の質を向上させる。

下位目標

ナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。

下位目標

環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する手法・体制の確立を図る。

下位目標

地球温暖化対策に向けた基礎情報を充実させるため、関係府省・機関と連携の上、地球温暖化に関して、地上、衛星、航空機及び船舶等からの、各種監視・観測（気象、温室効果ガス、生態系等の影響等）の強化を図るとともに、得られた観測データを活用し、気候変動影響に係る国民等への情報提供や広報活動を推進する。

- 8 公害防止計画の推進

公害防止計画に基づいて、各種の公害防止計画を推進すること等により、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。

下位目標

公害防止計画の推進により、公害防止計画策定地域を構成する市区町村数を減少させる。

- 9 - (1) 公害健康被害対策（補償・予防）

公害による健康被害の補償・予防を推進することにより、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。

下位目標

「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。さらに、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。

- 9 - (2) 水俣病対策

平成7年の政治的解決に際しての閣議了解や平成16年10月の関西訴訟最高裁判決を踏まえ、平成17年4月7日に発表した「今後の水俣病対策について」に従い、以下の取組を進める。

水俣病総合対策（健康管理事業、医療手帳、保健手帳等）及び地域再生・振興
水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究

- 9 - (3) 環境保健に関する調査研究の推進

近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心が高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。

花粉症と一般環境との関係

本態性多種化学物質過敏状態（いわゆる化学物質過敏症）

環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査（一般環境中での電磁界暴露、熱中症等）

- 9 - (4) 石綿健康被害救済対策

石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。

- 10 環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備

電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日決定）に基づき、行政手続の電子化、総合的なワンストップサービスの仕組みや利用者の視点に立った行政ポータルサイト等の整備、及び環境情報の国民等への提供を図るとともに、内部管理業務及びシステムの見直しを行う。

国、地方公共団体等において、環境行政に携わる職員の知識の向上及び専門的技術の習得を目的として、行政研修（国際研修を含む）・分析研修及び職員研修を実施する。

地方環境事務所の体制を整備する。

下位目標

環境情報を体系的に整備するとともに、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報（環境の情報、環境への負荷等）の分かりやすい提供を図る。また、「e - Japan 重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化（電子化）を実施し、電子政府の実現を図る。

下位目標

新たなニーズに対応した研修コースの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努める。